
広陵町版地域公共交通 MaaS 構築等 委託業務仕様書

広陵町企画部総合政策課

令和5年2月

1 目的

当町では、令和4年3月に策定した「広陵町地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）に基づき、誰もが「笑顔で出かけられるまち」をめざすため、町内の多様な交通手段を総動員し、地域公共交通ネットワークの拡充を図ることとしている。

このことから、住民の移動ニーズに柔軟に対応するため、現在、定時定路線で運行しているコミュニティバス「広陵元気号」の一部（北部支線・南部支線）を、予約型の「自家用有償旅客運送（市町村有償運送）」（以下「自家用有償運送」という。）に転換し、かつ、町内全ての公共交通をデジタル技術等の活用により、シームレスに繋ぐことで、利用者の利便性向上や外出機会の創出を向上させたいと考えており、広陵町版地域公共交通 MaaS（以下「広陵町版 MaaS」という。）を構築する予定である。

本業務は、自家用有償運送を行う上で必要となる、AI による配車及び運行経路構築等が可能な予約システム（以下「予約システム」という。）を構築するとともに、業務期間内で、予約システムをプラットフォームとした広陵町版 MaaS を構築することを目的とする。

2 自家用有償運送の運行概要

令和5年7月1日から運行を予定している、自家用有償運送については、別紙「運行概要」のとおりである。

自家用有償運送の運行をより円滑かつ効率的に実施するため本事業を行うものである。

3 業務の概要

本業務の実施に当たり、令和5年度事業費については、国土交通省令和4年度第2次補正予算事業（交通 DX・GX による経営改善支援）及び奈良県「公共交通基本計画推進支援事業補助金」の活用を予定しているため、各補助金の交付要件に該当する提案とすること。

必要に応じて、令和5年度以降に活用予定の各種補助金申請に係る支援を行うこと。

4 業務名

広陵町版地域公共交通 MaaS 構築等委託業務

5 業務期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

※業務契約については、長期継続契約とする。

※契約日から令和5年6月30日まではシステム構築及び運用準備期間とする。

※自家用有償運送の運行期間は以下を予定しており、再編運行（調整期間）から予約システムを運用する。

再編運行（調整期間）：令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

確定した運行計画による運行：令和5年10月1日から令和9年3月31日まで

※事業者選定のスケジュールは「9 業務スケジュール」のとおりとし、受託事業者決定から契約日までに詳細協議を実施する予定である。

6 業務実施場所

広陵町内全域（16.30 km²）、大和高田市（コープなんごう：大和高田市大谷 758-81）及び田原本町（国保中央病院：田原本町宮古 404-1）

7 業務内容

本業務は以下（1）から（6）までのとおりである。

（1）予約システムの構築

利用者登録、利用予約（キャンセル）、AI による配車及び運行経路構築等の機能を備えたシステムを構築すること。また、利用者、運転者、運行事業者及び町がそれぞれの区分ごとにシステムを利用することを想定しているため、円滑なシステム構築となるよう、利用

者ツール、ドライバーツール及び管理者ツールが提供されることとし、各ツールはそれぞれ連動したものとする。

なお、構築に当たっては、利用者及び管理者等のUI（User Interface）の観点から構築し、併せて、町内公共交通機関の乗り継ぎ検索や毎月の利用実績の分析、観光及び来訪者の一時利用のあり方など、町内公共交通の利用促進及び効果的な運用に寄与する提案を行うこと。

また、システム運用に当たり、不正アクセス防止の体制構築及びインターネットウイルスの脅威を防ぐため適切なセキュリティ対策を講じることとし、システムにおけるソフトウェアアップデート及びシステム障害発生時にも正常な稼働が継続できるよう、体制を整えること。

(2) 予約受付体制の確立

(1)で構築されたシステムでの予約のほか、電話オペレーターによる予約受付体制を構築し、オペレーター業務を行うこと。

なお、受託者がオペレーター業務を実施する期間は次のとおりであり、オペレーター業務実施期間終了後は、広陵町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が同業務を実施する予定のため、円滑に業務を引き継ぐこと。

また、再編運行（調整期間）の通信機器等については、「(6) システム運用に係る必要備品の確保」のとおり、受託者が委託費の中で準備することとし、令和5年10月1日以降は、業務委託予定の社協が引き続き使用するものとする。

電話受付場所の設置場所及び予約受付番号の設定を含め、詳細な体制構築及び利用者が安心かつ効果的な運行に寄与する実施方法等について提案すること。

オペレーター業務実施期間：令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

引き継ぎ期間（予定）：令和5年8月1日から令和5年10月31日まで

(3) 検索から決済までの一気通貫機能

予約システムの構築に関して、少なくとも、自家用有償運送と広陵元気号中央幹線を連携させた、検索、予約、事前決裁、運行位置状況確認、乗継対応、車内でのキャッシュレス決裁等が可能な一気通貫機能を備えたシステム構築とすること。その他、利用者の利便性向上を図る機能の実施範囲及び方法について提案すること。

(4) デジタル技術を活用したシステム設計

予約システム構築に関しては、今後、以下のような機能を備えることを予定しているため、それらの機能と連動できるシステム設計とし、具体的な設計内容、連携方法及び導入可能時期について提案すること。

- ・予約システムをプラットフォームとしたデジタルポイント（地域ポイント）制度
- ・町内企業との連携による割引制度や特典付与制度
- ・企画チケットや電子チケット等の導入

また、本業務期間内において、予約システムとマイナンバーカードとの連携を予定しているため、連携方法やマイナンバーカードの取得促進にも寄与する方策について提案すること。

(5) 利用促進に向けた取組

地域説明会の開催等、利用者に対して予約システムの普及・活用の促進に寄与し、当町の公共交通を幅広い世代の方に利用していただけるような利用促進の取組について、最適な取組及び方法を提案すること。

また、更なる利用拡大につなげるため、利用実績の把握・分析方法及び運行事業者、システム事業者及び町担当者での協議の実施など、その他利用促進に関して提案を行うこと。

(6) システム運用に係る必要備品の確保

予約システム運用に当たり、次のアのとおり必要な通信機器を確保すること。

ア 通信機器（ハードウェア）要件

本システム運用における通信機器（ハードウェア）は次のとおりとする。

表1 ハードウェア機器一覧

No.	機器名称	機能等	必要数量	設置場所
1	予約受付端末 ※付帯設備（ヘッドセット、ケーブル類等）含む。	<ul style="list-style-type: none"> 電話予約受付時に乗降場所及び利用者情報が画面上に鮮明に表示できる端末を準備すること（複数ディスプレイの設置を想定）。 オペレーターが電話受付するためのヘッドセットを準備すること。 	オペレーター 2名使用分	予約受付センター
2	車載端末 ※付帯設備（取付用金具等）含む。	<ul style="list-style-type: none"> 車両へ固定搭載が可能な情報表示機とすること。 ドライバーから、見やすく、操作可能な位置に固定設置すること。 	運行車両用 2台 運行管理者用 1台	運行車両・ 運行事業者

※最低設置台数は、記載のとおり想定しているが、システム運用上必要な台数があれば提案すること。なお、1の機器については、引き継ぎ期間内に町に帰属すること。

イ その他

記載の備品以外は、原則不要とするが、システム運用上、事業者が準備及び設置した方が良いと考える場合は提案すること。また、引継ぎした機器の補償等について提案すること。

8 独自提案業務

「7 業務内容」に掲げる業務以外において、本業務を円滑かつ効率的に実施でき、デジタル化を推進するための提案を行うこと。

9 業務スケジュール

業務の実施及び提案については、次のスケジュール案を参考に実現性の高いスケジュールとすること。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
詳細協議										
システム構築										
利用者登録受付										
予約受付センター設置										
予約受付センター稼働										
備品準備・設置										
運行開始										
オペレーター引き継ぎ										
利用促進に向けた取組										

10 制約事項

サービス提供は、原則として毎日とし、年末年始（12月29日～1月3日）及び日曜日の運休時でもWEB（アプリ）予約は対応できるよう運用すること。また、定期点検等やむを得ない場合には、運行に影響を与えないようにするための方法について、提案すること。

11 業務の実施体制

本業務実施に当たっては、「募集要領 5 参加資格」に掲げる要件を満たしてり、かつ、当町及び運行事業者との連絡調整が円滑に実施できるよう、総括責任者及び主任担当者の配置など、契約締結後、速やかに社内体制を整えるものとする。

また、システムの運用方法について、当町、運行事業者及び社協への説明及び指導を行う体制を整えること。

12 注意事項

- ・受託者は、広陵町個人情報保護条例（平成 17 年 3 月広陵町条例第 5 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- ・本業務により得られた成果品、資料、情報等を他に漏らしてはならない。
- ・成果品等は、当町に帰属することとする。

13 成果品

- ・システム説明書、システム利用規約及びシステム設定書 一式
- ・各種マニュアル 一式
- ・保守及び運用体制図
- ・利用促進用物品（作製する場合 ※Office で加工可能な電子データ含む。）
- ・運行の検証に必要な月次及び年次業務報告書（利用登録状況・運行実績・予約状況・乗車人数実績・運行収入実績など）
- ・「7 業務内容（6）システム運用に係る必要備品の確保」において導入した機器 一式
- ・その他、本業務による成果物

14 その他

- ・業務実施に必要なデータ及び書類等は当町から貸与する。
- ・委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ当町から書面による承認を得たときは、この限りでない。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況から、本業務の遂行に支障や疑義が発生した場合は、当町と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- ・本仕様書に記載のない事項であって、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合には当町と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・また、緊急時等に迅速に対応できる連絡体制を構築すること。

自家用有償運送の運行概要

現在、定時定路線で運行を実施している当町のコミュニティバス「広陵元気号」は、中央幹線（1周約 22.50 km、バス停数 16 箇所）、南部支線（1周約 21.00 km、バス停数 31 箇所）及び北部支線（1周約 22.65 km、バス停数 34 箇所）の 3 路線であるが、令和 5 年度からは、中央幹線のみ定時定路線運行を継続し、南部及び北部支線は自家用有償運送に移行させ、利用者の予約に応じて運行するものである。

自家用有償運送への移行は令和 5 年 7 月 1 日から予定しており、自家用有償運送への移行に伴い、AI 予約システムの構築及び運用を行うものである。

運行の概要については、以下 (1) から (5) までのとおり予定している。

(1) 運行日及び運行業務時間

運行日は、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日まで及び日曜日を除く毎日とし、運行業務時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

ただし、午前 9 時 00 分に利用者が乗車できるよう対応することとし、併せて、最終予約受付時間は、午後 4 時 30 分（予定）までとする。

(2) 乗降場所

利用者の乗降場所は、次頁の「広陵町地域公共交通ネットワーク図」のとおり、広陵町内全域、大和高田市（コープなんごう）及び田原本町（国保中央病院）に約 250m 間隔で設置する約 100 箇所とする。

乗降場所については、広陵元気号中央幹線及び奈良交通路線バスの停留所に設定するほか、具体的な位置については、今後決定する。

(3) 運賃徴収

ア 運賃は中学生以上を大人とし有料での運行を予定している。

ただし、未就学児は保護者同伴につき 1 人まで無料とする。

イ 小学生以下、70 歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はスマートフォンアプリ「ミライロ ID」を呈示した者及びその介助者 1 人まで運賃を半額とする。

ウ 運賃の徴収については、システムでの事前決済及び乗車時の決済の併用を予定している。

(4) 運行車両

運行車両については、当町所有の以下の車両を使用し、前に定めるとおり運行する。

ア 実走車 12 人乗りワゴン車（ハイエース）…2 台

イ 予備車 12 人乗りワゴン車（ハイエース）…1 台

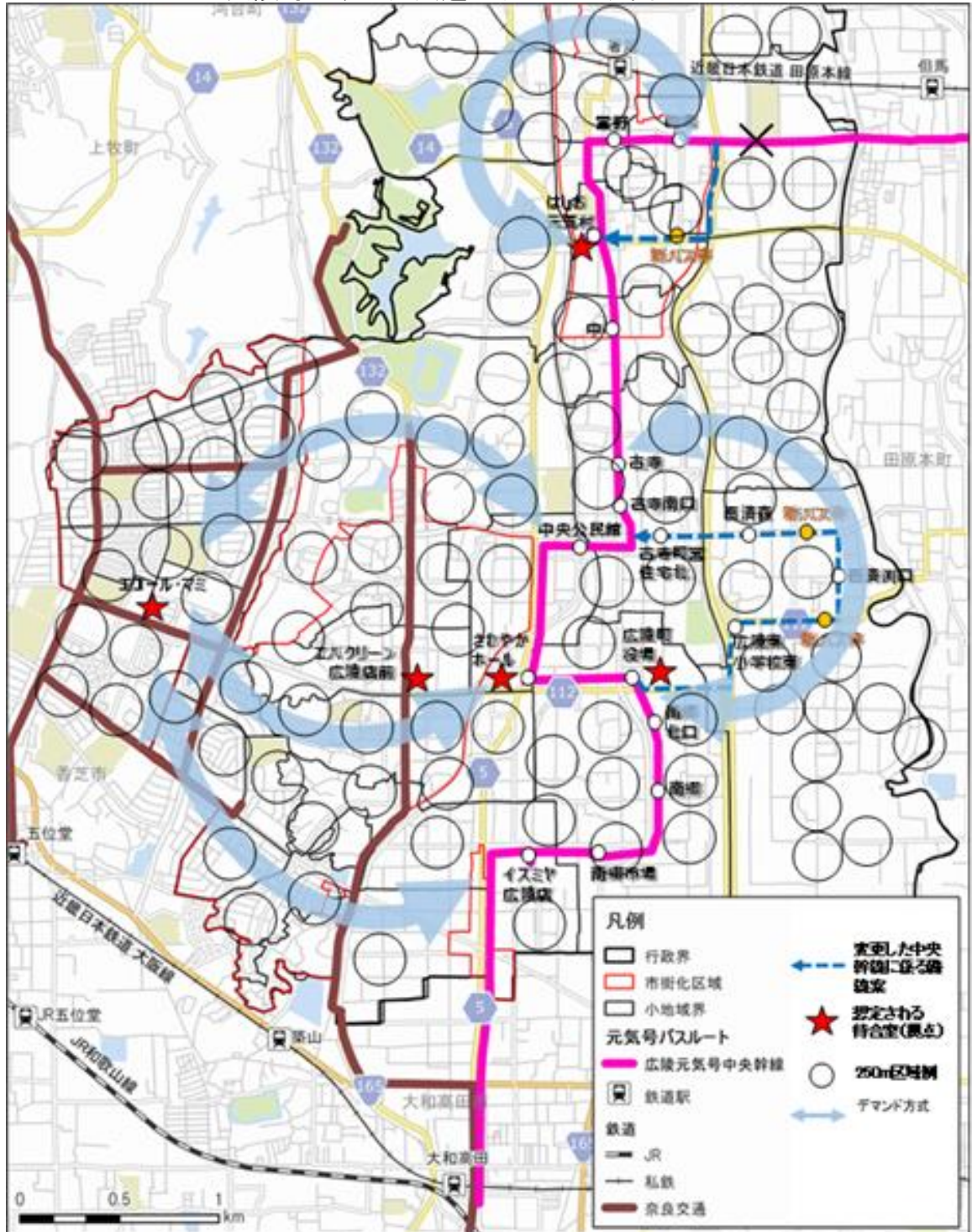
なお、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの 4 ヶ月間については、町が別にリースする 10 人乗りワゴン車（ハイエース）を使用し、運行する。

(5) 地域内公共交通との乗り継ぎ

自家用有償運送は町内移動を基本としているため、町外の主要鉄道駅（近鉄大和高田駅及び近鉄五位堂駅）へは、広陵元気号（中央幹線）及び広陵町内を運行する奈良交通路線バスに乗り継げるよう MaaS の構築を行う必要がある。

※広陵元気号（中央幹線）は近鉄大和高田駅に、奈良交通路線バスは近鉄大和高田駅及び近鉄五位堂駅に接続している。

広陵町地域公共交通ネットワーク図



- ・自家用有償運送については、車両2台で広陵町内全域、コープなんごう（大和高田市）及び国保中央病院（田原本町）に設置する乗降場所（約100箇所）間を運行する。
- ・自家用有償運送の乗降場所は、広陵元気号中央幹線の停留所（ピンク線及び青色破線上の○印）及び奈良交通路線バスの停留所（茶色線上）並びに上図の○印（250m間隔に1つを想定）の範囲内に1箇所ずつを想定しており、具体的な位置については今後決定する。